

沼津市新中間処理施設整備運営事業

入札説明書

令和6年4月

沼 津 市

【入札説明書 目次】

| | |
|----------------------------------|----|
| 用語の定義 | 1 |
| 第1. 入札説明書の位置付け | 5 |
| 第2. 事業の概要 | 6 |
| 2-1. 事業名称 | 6 |
| 2-2. 事業に供される公共施設の種類 | 6 |
| 2-3. 公共施設等の管理者 | 6 |
| 2-4. 事業の目的 | 6 |
| 2-5. 事業の概要 | 6 |
| 2-6. 事業方式 | 7 |
| 2-7. 事業期間 | 7 |
| 2-8. 業務の範囲 | 8 |
| 2-8-1. 事業者が行う業務の範囲 | 8 |
| 2-8-1-1. 建設工事 | 8 |
| 2-8-1-2. 運営管理業務 | 9 |
| 2-8-2. 本市が行う業務の範囲 | 10 |
| 2-8-2-1. 建設工事に係るもの | 10 |
| 2-8-2-2. 運営管理業務に係るもの | 10 |
| 2-8-3. 事業者が実施する業務等への対価 | 10 |
| 2-8-3-1. 本件工事に係る対価 | 10 |
| 2-8-3-2. 本件業務に係る対価と売電収入の取扱い | 11 |
| 2-8-4. 雇用等の市内企業への配慮 | 13 |
| 第3. 選定方法及び入札スケジュール | 14 |
| 3-1. 落札者の選定方法 | 14 |
| 3-2. 落札者選定のスケジュール | 15 |
| 第4. 入札に関する事項 | 16 |
| 4-1. 入札参加者の備えるべき参加資格要件 | 16 |
| 4-1-1. 入札参加者の構成等 | 16 |
| 4-1-2. 入札参加者の構成企業の入札参加要件（共通事項） | 17 |
| 4-1-3. 入札参加者の構成企業の入札参加資格要件（個別事項） | 18 |
| 4-1-3-1. プラント設計施工企業の要件 | 18 |
| 4-1-3-2. 建築物等設計企業の要件 | 19 |
| 4-1-3-3. 建築物等施工企業の要件 | 19 |
| 4-1-3-4. 運営管理企業の要件 | 20 |
| 4-2. 入札参加資格の確認等 | 21 |
| 4-3. 入札に関する手続等 | 21 |
| 4-3-1. 一般競争入札参加資格確認手続 | 21 |
| 4-3-2. 技術提案に関する事項 | 23 |
| 4-3-3. 明瞭化作業と提案書ヒアリングの実施 | 24 |
| 4-3-4. 入札・開札の方法等 | 24 |
| 4-3-4-1. 開札の方法 | 24 |
| 4-3-4-2. 入札方法等 | 25 |
| 4-3-4-3. 入札内訳書の提出 | 25 |
| 4-3-4-4. 入札の無効 | 25 |
| 4-3-4-5. 入札保証金 | 26 |
| 4-4. 落札者の決定方法 | 26 |
| 4-5. その他 | 29 |
| 第5. 契約手続等に関する事項 | 30 |
| 5-1. 落札者決定後の手続 | 30 |
| 5-1-1. 基本協定の締結 | 30 |
| 5-1-2. SPC の設立 | 30 |
| 5-1-3. 特定事業契約の締結 | 30 |

| | |
|-------------------------------------|----|
| 5-1-4. 契約保証金に関する事項 | 30 |
| 5-1-5. 支払条件 | 31 |
| 第6 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 | 32 |
| 6-1. 本市と事業者のリスク分担 | 32 |
| 6-1-1. 責任分担の考え方 | 32 |
| 6-1-2. 予想されるリスクと責任分担 | 32 |
| 6-1-3. リスクが顕在化した場合の費用負担の方法 | 32 |
| 6-2. 提供されるサービス水準・仕様 | 32 |
| 6-3. 事業者の債務の履行に関する事項 | 32 |
| 6-4. 事業の実施状況のモニタリング | 32 |
| 6-4-1. モニタリングの実施 | 32 |
| 6-4-2. モニタリングの基本的な考え方 | 32 |
| 第7. 入札等の実施に関する問い合わせ先 | 34 |
| 7-1. 本件事業に関する市の担当部署 | 34 |
| 別紙-1 本件事業の事業スキーム図 | 35 |
| 別紙-2 建設予定地位置図 | 38 |
| 別紙-3 本件事業に係るリスク分担表 | 39 |

用語の定義

本入札説明書で用いる用語を以下のとおり定義する。

| 用語 | 定義 |
|----------------|--|
| 本件事業 | 新中間処理施設の建設工事及び運営管理業務について、DBO 方式を採用し、事業者に一括して長期的かつ包括的に発注することで、事業者が有するノウハウと創意工夫が効果的に発揮されることにより、ごみ処理事業が有するべき公共サービスを高い水準で発揮・維持しつつ、財政負担の低減を図る「沼津市新中間処理施設整備運営事業」をいう。 |
| 本件施設 | ごみ焼却施設、リサイクル施設の工場棟のほか、自己搬入ヤード、管理棟、クリーンセンター管理事務所棟、計量棟、洗車場等の附属建物、敷地内外構築設等の敷地内の設備、建築物及びその他付帯設備によって構成する新中間処理施設をいう。 |
| ごみ焼却施設 | 新中間処理施設を構成するエネルギー回収型廃棄物処理施設のことをいい、処理対象物を焼却処理しエネルギーを回収する施設をいう。 |
| リサイクル施設 | 新中間処理施設を構成するマテリアルリサイクル推進施設をいい、処理対象物を破碎、選別等を行い、資源物等として保管・搬出する施設をいう。 |
| 清掃プラント | 本件事業の敷地に隣接して立地し、現在稼働中のごみ焼却施設である、沼津市清掃プラントをいう。クリーンセンター管理事務所のほか、収集車の車庫を有する。 |
| 工場棟 | ごみ焼却施設、リサイクル施設のプラント設備等を収納する建屋をいう。 |
| 自己搬入ヤード | 市民等による自己搬入車両が工場棟内プラットホームに進入することなく、搬入物を安全に荷下ろしすることが出来る専用のヤードのことをいう。 |
| 管理棟 | 本件業務に従事する運営管理事業者が勤務するための諸室を備えた管理事務所としての機能を備える建屋をいう。 |
| クリーンセンター管理事務所棟 | 清掃プラントから本件施設へ機能を移転するクリーンセンター管理事務所に本市職員が勤務するための諸室を備える建屋をいう。 |
| 余熱利用施設 | 本件施設から発電電力と温水（熱源）を供給する施設をいう。清掃プラントを解体撤去した跡地に整備を予定する。 |
| プラント | 本件施設のうち処理対象物の処理に必要な設備（プラント設備等）を総称していう。 |
| 建築物等 | 本件施設のうちプラントを除く設備、建屋等の建築物及び土木構造物並びに敷地内外構築設等を総称していう。 |
| 本件工事 | 本件施設の建設工事について、実施設計及び施工を一括して行う設計・施工一括発注方式（性能発注方式）により実施する「沼津市新中間処理施設建設工事」をいう。 |

| 用語 | 定義 |
|------------|--|
| 本件業務 | 本件施設の運営管理について、長期的かつ包括的に性能発注方式により実施する「沼津市新中間処理施設運営管理業務」をいう。 |
| DBO 方式 | 施設の Design（設計）、Build（建設）、Operate（運営）を事業者へ一括して発注する民間活力を活用した事業手法をいう。 |
| 入札参加者 | 本件事業の入札に参加する企業グループをいう。 |
| 事業者 | 本件事業を実施するものとして選定された落札者及び SPC をいう。 |
| 設計施工事業者 | 本市と建設工事請負契約を締結する当事者をいい、建設 J V とする。 |
| 運営管理事業者 | 本市と運営管理業務委託契約を締結する当事者をいう。 運営管理事業者を単体の企業とするか、運営 J V とするか又は SPC とするかを選択については入札参加者の裁量に委ねる。ただし、本件業務を単体の企業で担当する場合は、代表企業が務めなければならない。 |
| 構成企業 | 入札参加者を構成する企業をいう。 |
| 代表企業 | 構成企業のうち入札参加者を代表し、本市との交渉窓口となる企業をいう。 |
| 構成員 | 構成企業のうち本件業務のために設立する SPC へ出資する企業をいう。 |
| 協力企業 | 構成企業のうち代表企業と構成員を除く企業をいう。 |
| プラント設計施工企業 | 構成企業のうちプラントの設計施工を担当する企業をいい、代表企業とする。 |
| 建築物等設計企業 | 構成企業のうち建築物等の設計を担当する企業をいう。一定の要件を満たす他の構成企業が役割を兼ねることができる。 |
| 建築物等施工企業 | 構成企業のうち建築物等の施工を担当する企業をいう。一定の要件を満たす他の構成企業が役割を兼ねることができる。 |
| 運営管理企業 | 構成企業のうち本件施設の運営管理を担当する企業をいう。一定の要件を満たす他の構成企業が役割を兼ねることができる。運営管理事業者を SPC とする場合、運営管理企業は構成員でなければならない。 |
| 建設 J V | 本件工事について、一定の要件を満たす企業によって設立する共同企業体をいう。構成企業のうち代表企業が代表となる共同企業体とする。共同企業体を構成する企業の数、共同施工方式とする場合は 5 者を上限とし、分担施工方式の場合は代表企業と土建 J V の 2 者、又は代表企業、設計 J V 及び土建 J V の 3 者とする。 |
| 設計 J V | 建設 J V を分担施工方式とし、建築物等の設計を 2 者の構成企業で共同して担当する場合に設立する共同企業体をいう。 |

| 用語 | 定義 |
|-------------|--|
| 土建 J V | 建設 J V を分担施工方式とする場合に結成する共同企業体をいう。共同企業体を構成する企業の数、共同施工方式とする場合は 4 者を上限とし、分担施工方式の場合は設計 J V と施工 J V の 2 者とする。 |
| 施工 J V | 土建 J V を分担施工方式とする場合に結成する共同企業体をいう。共同企業体の形式は共同施工方式とし、共同企業体を構成する企業数は 4 者を上限とする。 |
| 運営 J V | 本件業務について、一定の要件を満たす企業によって設立する共同企業体をいう。構成企業のうち代表企業が代表となる共同企業体とする。共同企業体を構成する企業数は 2 者とする。 |
| J V 構成員 | 共同企業体（建設 J V、設計 J V、土建 J V、施工 J V 及び運営 J V）を構成する企業をいう。 |
| SPC | 構成員が株主となって設立する本件業務を行うための特別目的会社をいう。代表企業の出資比率は SPC の議決権の過半数（51%以上）を占める出資額としなければならない。 |
| 落札者 | 本件事業の入札において、本市が定める基準等に基づき選定された者をいう。 |
| 募集要項 | 本件事業の入札公告に伴い公表又は配付する入札説明書、落札者決定基準、建設工事要求水準書、運営管理業務要求水準書及び契約書案等の書類をいう。 |
| 要求水準書 | 事業者に対し要求する必要最小限の業務の範囲、実施条件、業務内容等の水準を示したものをいう。 |
| 建設工事要求水準書 | 本件工事に関する要求水準書である「新中間処理施設整備運営事業建設工事要求水準書」をいう。 |
| 運営管理業務要求水準書 | 本件業務に関する要求水準書である「新中間処理施設整備運営事業運営管理業務要求水準書」をいう。 |
| 要求水準 | 要求水準書等に規定される、本件施設が備えるべき性能及び機能をいう。 |
| 基本協定 | 落札者の選定後、本件事業開始のための準備行為等に関する基本的事項等について、本市と落札者の間で締結する協定をいう。 |
| 契約詳細の協議 | 本市と落札者が基本協定を締結した後に、特定事業契約の締結のために実施する協議をいう。 |
| 特定事業契約 | 本件事業に関する、基本契約、建設工事請負契約及び運営管理業務委託契約の 3 つの契約の総称をいう。 |
| 基本契約 | 事業者が本件事業を一括して発注するために、本市と事業者で締結する契約をいう。 |

| 用語 | 定義 |
|------------|--|
| 建設工事請負契約 | 基本契約に基づき、本市と設計施工事業者の間で締結する本件工事に関する契約をいう。 |
| 運営管理業務委託契約 | 基本契約に基づき、本市と運営管理事業者の間で締結する本件業務に関する契約をいう。 |

第1. 入札説明書の位置付け

沼津市（以下「本市」という。）は、民間事業者の有する企画力及び技術的能力を活用し、効率的な事業実施を図るため、本事業をPFI法に準じる事業として実施する。

「沼津市新中間処理施設整備運営事業 入札説明書」（以下「本入札説明書」という。）は、本市がPFI法に準じて特定事業として選定した本事業を実施する事業者を募集及び選定するに当たり、入札参加希望者に配布するものである。本事業に係る入札公告による総合評価一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、本入札説明書による。

なお、併せて次の資料も公表するが、これらは、本入札説明書と一体のものであり、今後、本市及び入札参加者は、募集要項に記載された内容に基づき入札手続きを進めることとする。

【募集要項】

- ア 本入札説明書
- イ 落札者決定基準
- ウ 各種様式及び作成要領
- エ 建設工事要求水準書
- オ 運営管理業務要求水準書
- カ 添付資料集
- キ 基本協定書（案）
- ク 基本契約書（案）
- ケ 建設工事請負契約書（案）
- コ 運営管理業務委託契約書（案）

なお、募集要項と、先に本市が公表した「実施方針」、「建設工事要求水準書（案）」、「運営管理業務要求水準書（案）」並びに「実施方針等に関する質問・意見への回答」との間に異なる点がある場合には、募集要項の規定を優先するものとする。

第 2. 事業の概要

2-1. 事業名称

沼津市新中間処理施設整備運営事業

2-2. 事業に供される公共施設の種類

一般廃棄物処理施設

2-3. 公共施設等の管理者

沼津市長 頼重 秀一

2-4. 事業の目的

本市では、清掃プラントをはじめとした複数の中間処理施設（以下「既存施設」という。）にて、燃やせるごみ等の焼却処理及び資源ごみ・埋立ごみの選別・資源化处理を行っている。このうち、基幹的な中間処理施設である清掃プラントについては、昭和 51 年度の竣工から 47 年以上が経過して老朽化が進行していること、加えて耐震性の不足も指摘されている状況にあり、新たな中間処理施設の整備が求められている。

本件事業の実施目的は、既存施設に代わる新中間処理施設の整備及び運營業務において、事業者が有するノウハウと創意工夫が効果的に発揮されることにより、ごみ処理事業が有するべき公共サービスを高い水準で発揮・維持しつつ、財政負担が低減されることを期待するものとし、適切な事業実施により施設方針の具現化を目指すものである。

2-5. 事業の概要

(1) 事業場所等

| | | |
|--------|---|------------------------------------|
| 所在地 | 沼津市山ケ下町 2404-3 他（「別紙- 2 建設予定地位置図」を参照） | |
| 敷地面積 | 約 24,576m ² | |
| 都市計画事項 | 用途地域 | 準工業地域へ変更予定 |
| | 防火地域 | 指定なし |
| | 高度地区 | 指定なし |
| | 建ぺい率 | 60%以下（ただし、工場立地法に基づく生産施設面積率は 50%以下） |
| | 容積率 | 200%以下 |
| | 都市計画区域 | 市街化区域 |
| | 都市施設 | ごみ焼却場（都市計画決定予定） |
| | 景観計画重点地区 | 指定なし |
| | 風致地区 | 指定なし |
| | 日影規制 | 敷地周辺に指定あり |
| 緑化率 | 「沼津市土地利用事業指導要綱」及び「工場立地法第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づく準則を定める条例」に基づく緑化基準を満たすこと | |

(2) 計画施設の概要

| | |
|---------|---|
| ごみ焼却施設 | <p>(1) 処理方式：ストーカ式焼却炉</p> <p>(2) 施設規模：210t/日（105t/炉×2炉 24時間連続運転）</p> <p>(3) 処理対象物</p> <p>ア. 燃やすごみ</p> <p>イ. 焼却粗大ごみ</p> <p>ウ. 衛生プラントし渣</p> <p>エ. 中間処理選別残渣</p> <p>オ. 可燃性破碎選別残渣</p> <p>カ. 不燃性破碎選別残渣</p> <p>キ. 漂着ごみ</p> <p>ク. 災害廃棄物</p> <p>ケ. その他</p> <p>(4) 発電設備：蒸気タービン発電機</p> <p>(5) 余熱利用施設：近隣敷地に整備予定</p> |
| リサイクル施設 | <p>(1) 処理方式</p> <p>ア. 破碎・選別処理系列：破碎＋選別（回分処理）＋貯留・搬出</p> <p>イ. 缶処理系列：選別＋圧縮＋貯留・搬出</p> <p>ウ. ビン処理系列：破碎＋貯留・搬出</p> <p>エ. ペットボトル処理系列：選別＋圧縮・結束＋貯留・搬出</p> <p>オ. 危険ごみ処理系列：選別（ヤード内での仕分け）＋破碎＋貯留・搬出</p> <p>カ. ストック機能：貯留・搬出</p> <p>(2) 施設規模と処理対象物：23t/日（1日あたり5時間稼働）</p> <p>ア. 破碎・選別処理系列：16.3t/日 （処理対象：焼却粗大ごみ、埋立ごみ、家電製品、金属類、 その他プラスチック資源ごみ）</p> <p>イ. 缶処理系列：1.3t/日（処理対象：飲食用缶）</p> <p>ウ. ビン処理系列：3.5t/日（処理対象：飲食用ビン）</p> <p>エ. ペットボトル処理系列：1.6t/日（処理対象：ペットボトル）</p> <p>オ. 危険ごみ処理系列：0.3t/日（処理対象：危険ごみ）</p> <p>カ. ストック機能：（貯留対象：紙バック、自己搬入された古紙・古布）</p> <p>(3) その他：環境学習機能を備えた研修設備等を整備する</p> |
| その他施設 | 自己搬入ヤード、管理棟、クリーンセンター管理事務所棟、計量棟、洗車場、敷地内外構設備等 |

2-6. 事業方式

建設工事と運営管理業務を事業者に一括して長期的かつ包括的に発注するDBO方式により実施する。

2-7. 事業期間

事業期間は、特定事業契約締結の日から、令和32年3月31日までとする。

建設工事請負契約に基づく建設工事の期間（工期）は、令和11年12月31日までとする。

運営管理業務委託契約に基づく業務委託期間は令和32年3月31日までとする。なお、契約締結日から令和11年12月31日までを「事前準備期間」と規定し、令和12年1月1日から令和32年3月31日までを「実運営期間」（20年3か月）という。

2-8. 業務の範囲

2-8-1. 事業者が行う業務の範囲

事業者が行う業務の範囲は、「2-8-2. 本市が行う業務の範囲」に示す本市が行う業務を除く、本件事業の建設工事及び運営管理業務に必要なすべての業務とする。なお、本市の業務範囲についても、本市の求めに応じ必要となる支援を行うこと。

2-8-1-1. 建設工事

(1) 工事名

沼津市新中間処理施設建設工事

(2) 設計施工範囲

事業者は、特定事業契約に基づき、本件施設の設計及び施工を行う。事業者が行う本件工事の設計・施工範囲は次のとおりとし、その他必要な仮設設備の設置・運用、必要な許認可の取得、実施設計に必要な調査（地質調査等）及び試運転（予備性能試験、引渡性能試験等を含む）を行う。

なお、本市では、東京電力パワーグリッド㈱から接続検討回答書（令和5年1月）を受領済みである。ただし、事業者の提案内容に応じて再度の接続検討申込み等が必要とされる場合は、自らの責任と負担で行うこと。

① 土木建築工事関係（地質詳細調査、杭打工事、建築機械設備、建築電気設備を含む。）

以下のうち、ア～キの別棟・合棟の区分は、事業者の技術提案書によるものとする。ただし、エを工場棟と別棟とする場合は、渡り廊下や連絡通路等で物理的に接続すること。

- ア ごみ焼却施設 工場棟（他建屋と合棟も可とする）
- イ リサイクル施設 工場棟（他建屋と合棟も可とする）
- ウ 自己搬入ヤード（他建屋と合棟も可とする）
- エ 管理棟（他建屋と合棟も可とする）
- オ クリーンセンター管理事業所（他建屋と合棟も可とする）
- カ 多目的利用施設（他建屋と合棟も可とする）
- キ 計量棟（他建屋と合棟も可とする）
- ク 渡り廊下（必要に応じて）
- ケ 特別高圧受変電棟（必要に応じて）
- コ 洗車場
- サ ア～コ以外の建屋（必要に応じて）
- シ 煙突外筒（工場棟との一体型を想定）
- ス 敷地内外構工事

② プラント設備工事関係（ごみ焼却施設：エネルギー回収型廃棄物処理施設）

- ア 受入供給設備
- イ 燃焼設備
- ウ 燃焼ガス冷却設備
- エ 排ガス処理設備
- オ 余熱利用設備
- カ 通風設備

- キ 灰出し設備
- ク 給水設備
- ケ 排水処理設備
- コ 共用設備
- サ 電気設備
- シ 計装制御設備
- ス 研修設備

③ プラント設備工事関係（リサイクル施設：マテリアルリサイクル推進施設）

- ア 受入供給設備
- イ 破碎・選別処理系列
- ウ 缶処理系列
- エ ペットボトル処理系列
- オ ビン処理系列
- カ 危険ごみ処理系列
- キ 貯留・搬出設備
- ク 除じん・脱臭設備
- ケ 給水設備
- コ 排水処理設備
- サ 共用設備
- シ 電気設備
- ス 計装設備
- セ 研修設備

2-8-1-2. 運営管理業務

(1) 業務の名称

沼津市新中間処理施設運営管理業務

(2) 業務範囲

事業者が行う業務内容は、「2-8-2. 本市が行う業務の範囲」を除く、本件施設の運営管理に必要な全ての業務とする。なお、事業者は、本市が行う業務についても必要な支援と協力を行うこと。

- ① 受付管理業務（計量棟での受付管理、自己搬入ヤードでの案内・指示に係る業務については令和17年4月1日からとする）
- ② 運転管理業務
- ③ 維持管理業務
- ④ 環境管理業務
- ⑤ 有効利用及び適正処分業務
- ⑥ 情報管理業務
- ⑦ 防災管理業務
- ⑧ その他関連業務（清掃、敷地内緑地維持管理、見学者受付及び対応、夜間・休日等の住民対応等）

(3) 業務委託期間終了後の取扱い

本市は、業務委託期間終了後も本件施設を継続して公共の用に供する予定である。

なお、本件施設の業務委託期間終了時の措置について、業務委託期間終了の 60 か月前から、本市及び事業者は協議を開始できるものとする。また、本市が本件事業終了後の次期事業を検討するにあたり、事業者は本市が要請した場合に特定部品の供給に関する協議に協力するものとし、本市、事業者並びに新たな事業者による協定書を締結する。協定書の内容は、適正な市場価格による特定部品※の供給に関する合意等を想定している。

※特定部品とは、事業者でなければ製造、供給できない部品のことをいう。

2-8-2. 本市が行う業務の範囲

2-8-2-1. 建設工事に係るもの

- (1) 建設用敷地の確保
- (2) 建設用敷地の測量の実施
- (3) 都市計画法に基づく都市計画決定
- (4) 設計及び施工に関する監理業務
- (5) 余熱利用施設整備事業、敷地北側本市職員用駐車場整備工事の実施
- (6) 都市ガス、電気、下水道等のインフラ引込工事
- (7) 電力工事負担金の支払い

2-8-2-2. 運営管理業務に係るもの

- (1) 計量棟での受付管理、自己搬入ヤードでの案内・指示に係る業務（令和 12 年 1 月 1 日から令和 17 年 3 月 31 日までの間に限る）
- (2) 運営モニタリング業務
- (3) 搬出入計画の作成及び改定
- (4) 処理対象物の搬入業務
- (5) 余剰電力の売却等業務
- (6) ごみ処理に伴う処分業務
- (7) 資源物の売却及び資源化業務
- (8) 行政視察対応業務
- (9) 住民対応業務
- (10) その他、これらを実施する上で必要な業務

2-8-3. 事業者が実施する業務等への対価

本件事業において事業者が行う業務等に対する対価は、事業者が実施する本件工事に係る対価、本件業務に係る対価から構成されるものとする。

なお、事業者による業務等の履行状況に応じて、特定事業契約の規定に従い本件工事については違約金の支払い、本件業務については委託料の減額等を行う場合がある。

2-8-3-1. 本件工事に係る対価

本市は本件工事に係る対価について、特定事業契約において定める額を、出来高に応じて事業者

へ支払う。

なお、事業者があらかじめ本市へ提案した性能・機能、施工内容等が達成されなかった場合、又は施設引渡し以降に実施を予定する性能確認試験の結果が性能保証事項の一部を達成しないことが明らかとなった場合において、特定事業契約に定める違約金の支払い義務が事業者が生じることがある。

また、物価の変動等に基づき、請負代金額が不相当となったと認めるときには、特定事業契約に基づき請負代金額の変更を行うことがある。

2-8-3-2. 本件業務に係る対価と売電収入の取扱い

本市は、本件業務に係る対価について、特定事業契約において定める額を、業務委託期間にわたって、処理実績等に基づき事業者へ委託料として支払う。

なお、事業者による本件業務の履行状況に応じて、特定事業契約の規定に従い、要求水準や事業者が入札時に提案した事項の不履行が発生した場合等においては、委託料の減額を行うことがある。

また、物価の変動等に基づき、委託料が不相当となったと認めるときには、特定事業契約に基づき、請負代金額の変更を行うことがある。

- (1) 本件業務の委託料については、固定費と変動費（処理対象物の量に応じて変動する）の金額を合計した金額とする。
- (2) 固定費とは、本件施設へ搬入された処理対象物量の増減にかかわらず変動しない費用のことである。
- (3) 変動費 A とは、本件施設のうちごみ焼却施設へ搬入された処理対象物量の増減とごみ質の性状（主に低位発熱量のこと）に応じて変動する費用のことである。
- (4) 変動費 B とは、本件施設のうちリサイクル施設へ搬入された処理対象物量の増減に応じて変動する費用のことである。ただし、一時貯留（ストック）の対象である、紙パック、自己搬入された古紙、古布は変動費の対象とはしない。
- (5) 上記変動費 B に関しては、事業者の提案により固定費として一括して計上してもよいものとする。この場合は固定費 B へ計上する。
- (6) 委託料の基礎とする処理対象物量は、本件施設の計量機において計量した搬入量とする。
- (7) 固定費及び変動費には表 1 の費用が含まれる。
- (8) 変動費 A の単価については、処理対象物の搬入量及びごみ質の性状に応じた計算式又は早見表に基づくものとし、事業者が技術提案書において定めるものとする。
- (9) 余熱利用施設へ温水（余熱利用）及び余剰電力を本件施設から供給するものとし、温水の供給に係る費用については、本件業務の委託料に含まれるものとする。
- (10) 業務委託期間中に生じた物価変動については、適切な方法で委託料の変更を行うものとし、変更方法については運營業務委託契約書において定める。
- (11) 本件業務の委託料のうち固定費は、原則として平準化する。委託料の平準化に関する標準案は、各年度の委託料を平準化するものとする。ただし、令和 11 年度については、他の年度の委託料のおおむね 25%相当額となるよう計画すること。
- (12) 委託料の支払いは、令和 12 年 1 月分（令和 12 年 1 月 1 日～1 月末日）を初回として、以後、令和 32 年 3 月分（令和 32 年 3 月 1 日～3 月末日）までの計 243 回支払うものとする。
- (13) 本件業務に伴い発生する余剰電力の売電収益等は本市に帰属するものとし、電気事業者との

売電契約等については本市が行う。ただし、運営管理事業者はその契約手続きにおいて本市に協力することとする。

- (14) 年間の余剰電力量が技術提案書による提案値を超えた場合、本市は運営管理事業者に対してインセンティブ費用を支払うものとする。詳細については運営管理業務委託契約において定める。
- (15) 本市が別途行う契約により生じる有価物の売却に伴う収入は、本市に帰属する。
- (16) 各年度の計画ごみ搬入量は表2及び表3を参照すること。
- (17) 本件業務による運営管理事業者の利益に相当する費用は固定費に計上するものとし、他の費用に計上しないこと。

表1 本件業務における委託料の構成

| 種類 | 概要 | 項目 |
|--------------------------|---|---|
| 固定費 A (施設全体に係る費用) | 点検・検査費、補修工事費、 用役費を除く人件費などの 施設運営に係る諸費用 | <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 ・保険料 ・精密機能検査費 ・測定費 等 |
| | 基本料金 | <ul style="list-style-type: none"> ・電気基本料金 ・アンシラリーサービス料金 ・上水道基本料金 ・下水道基本料金 ・都市ガス基本料金 等 |
| | 点検・検査費 補修工事費 予備品・消耗品費 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・点検検査、補修工事、更新に用する費用 ・処理対象物量、ごみ質の大小に係らず一定量を消費する薬品及び油脂類 ・予備品・消耗品費 等 |
| 固定費 B※ (リサイクル施設に係る費用) | 用役費 | <ul style="list-style-type: none"> ・電気 (従量料金) ・薬品 ・資材 (結束バンド等) ・上水 (従量料金) ・下水 (従量料金) ・都市ガス (従量料金) |
| 変動費 A (ごみ焼却施設全体に係る費用) | 用役費 | <ul style="list-style-type: none"> ・電気 (従量料金) ・薬品 ・上水 (従量料金) ・下水 (従量料金) ・都市ガス (従量料金) |
| 変動費 B※ (リサイクル施設に係る費用) | 用役費 | <ul style="list-style-type: none"> ・電気 (従量料金) ・薬品 ・資材 (結束バンド等) ・上水 (従量料金) ・下水 (従量料金) ・都市ガス (従量料金) |

※変動費 B に関しては、事業者の提案により固定費 B に一括して計上してもよいものとする。

表2 各年度の計画ごみ搬入量（ごみ焼却施設分）

| | | | | | |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 令和11年度 | 令和12年度 | 令和13年度 | 令和14年度 | 令和15年度 | 令和16年度 |
| 13,757 t | 55,026 t |
| 令和17年度 | 令和18年度 | 令和19年度 | 令和20年度 | 令和21年度 | 令和22年度 |
| 55,026 t |
| 令和23年度 | 令和24年度 | 令和25年度 | 令和26年度 | 令和27年度 | 令和28年度 |
| 55,026 t |
| 令和29年度 | 令和30年度 | 令和31年度 | | | |
| 55,026 t | 55,026 t | 55,026 t | | | |

表3 各年度の計画ごみ搬入量（リサイクル施設分）

| | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 令和11年度 | 令和12年度 | 令和13年度 | 令和14年度 | 令和15年度 | 令和16年度 |
| 1,144 t | 4,574 t |
| 令和17年度 | 令和18年度 | 令和19年度 | 令和20年度 | 令和21年度 | 令和22年度 |
| 4,574 t |
| 令和23年度 | 令和24年度 | 令和25年度 | 令和26年度 | 令和27年度 | 令和28年度 |
| 4,574 t |
| 令和29年度 | 令和30年度 | 令和31年度 | | | |
| 4,574 t | 4,574 t | 4,574 t | | | |

2-8-4. 雇用等の市内企業への配慮

雇用については、本市内の人材の雇用に配慮するとともに、関係法令等に基づく雇用基準等を遵守すること。下請人等を選定する際は、可能な限り本市内に本店又は本社を有する者（建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主たる営業所を含む）（以下「市内企業」という。）を優先し選定するなど、市内企業の育成や地域経済の振興に配慮しながら、本件事業の実施すること。ただし、工事の性質等により市内企業に発注することが適当でない場合は、本市内に支店又は営業所を有する業者を優先し選定するよう努めること。また、資機材等の調達、納品等においても同様とする。

第3. 選定方法及び入札スケジュール

3-1. 落札者の選定方法

落札者の選定は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、総合評価一般競争入札により行う。

また、本件事業の総合評価一般競争入札の実施にあたっては、沼津市総合評価落札方式実施要領に準じて実施するものとする。

図1に落札者選定の手順を示す。

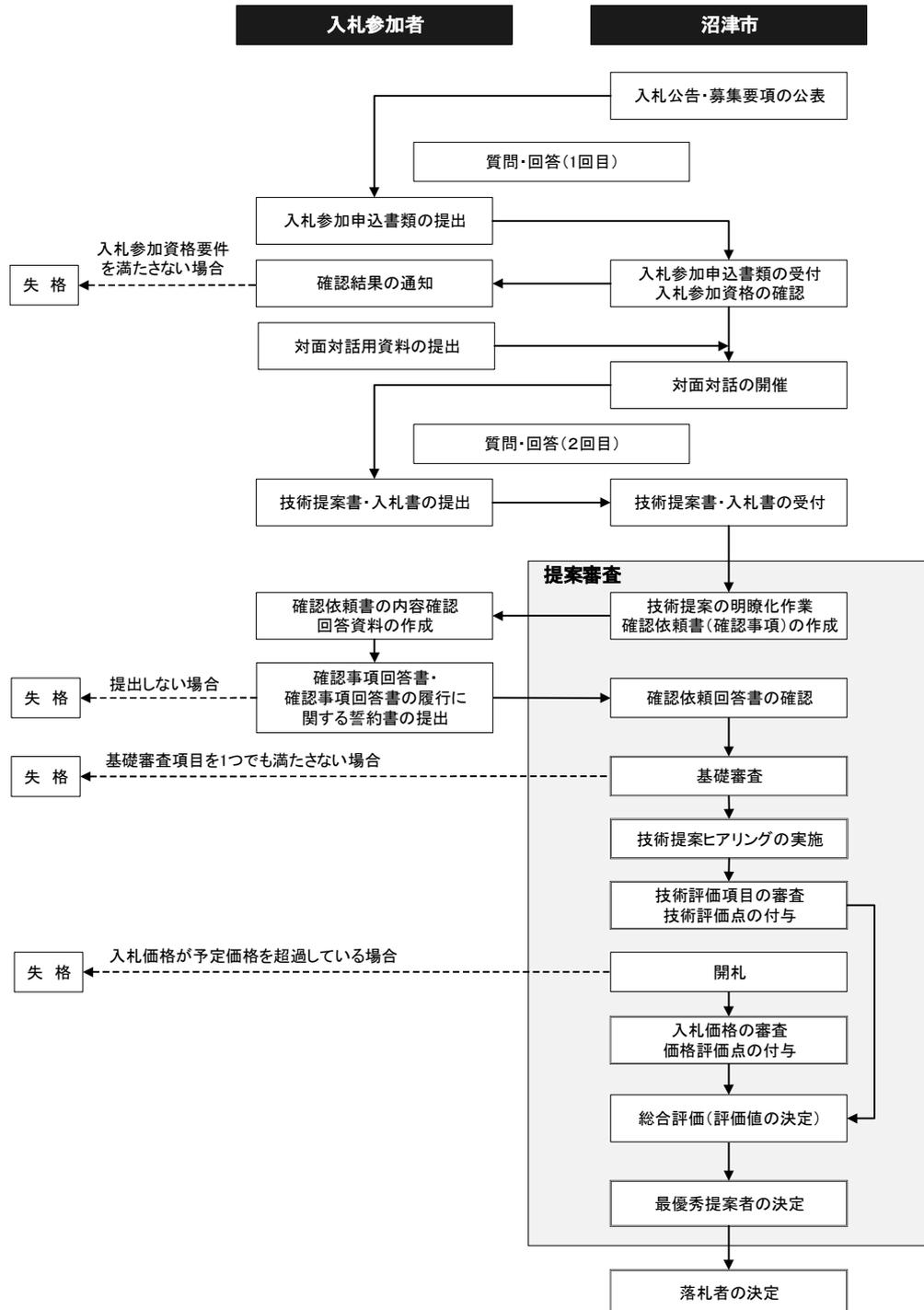


図1 落札者選定の手順

3-2. 落札者選定のスケジュール

本件事業の入札スケジュール(予定)は次のとおりとする。スケジュールに変更が生じた場合は、入札参加者へ通知する。

表4 本件事業の入札スケジュール(予定)

| | |
|--------------------------|---------------------|
| 入札公告、募集要項の公表 | 令和6年4月8日(月) |
| 入札参加資格等に関する質問の提出期限 | 令和6年4月19日(金) |
| 入札参加資格等に関する質問への回答 | 令和6年4月26日(金) |
| 入札参加申込書及び添付資料の提出期限 | 令和6年5月15日(水) |
| 入札参加資格確認結果の通知 | 令和6年5月22日(水) |
| 対面対話用資料の提出期限 | 令和6年5月31日(金) |
| 対面対話の開催(希望する場合は現場見学も可) | 令和6年6月10日(月)~14日(金) |
| 技術提案書等に関する質問の提出期限 | 令和6年6月24日(月) |
| 技術提案書等に関する質問への回答 | 令和6年7月8日(月) |
| 技術提案書及び見積書の提出期限 | 令和6年8月30日(金) |
| 確認事項の通知 | 令和6年10月中旬 |
| 確認事項回答資料の提出 | 令和6年11月上旬 |
| 技術提案書ヒアリング(プレゼンテーション)の実施 | 令和6年12月下旬 |
| 開札 | 令和7年1月上旬 |
| 落札者の決定 | 令和7年1月下旬 |
| 基本協定の締結 | 令和7年2月上旬 |
| 特定事業契約に係る仮契約の締結 | 令和7年3月下旬 |
| 特定事業契約に係る本契約の締結 | 令和7年6月中旬 |

第4. 入札に関する事項

4-1. 入札参加者の備えるべき参加資格要件

本件事業の入札に参加を希望する者は、以下の「4-1-1. 入札参加者の構成等」から「4-1-3. 入札参加者の構成企業の入札参加資格要件（個別事項）」までの資格要件を全て満たす必要がある。本市は、入札参加を申請した者が有する資格の確認を行う。

4-1-1. 入札参加者の構成等

入札参加者の構成は次のとおりとする。

- (1) 入札参加者は、プラント設計施工企業、建築物等設計企業、建築物等施工企業及び運営管理企業の各企業（以下「構成企業」という。）により構成される（一の企業がこれらの役割のうち複数を兼任することも認める。）ものとする。
- (2) 入札参加者は、代表企業を含めた構成企業から構成されるものとし、これら以外の者の入札への参画は認めない。
- (3) 構成企業の企業数の上限は7者とする。構成企業は本件事業の実施に関して各々適切な役割を担うものとする。
- (4) 入札参加者は、後記4-1-3-1.の要件を全て満たす「プラント設計施工企業」1者を、当該入札参加者を代表する「代表企業」として定めるものとする。代表企業については、入札参加者を代表して本件事業の入札に関する手続きを行うとともに、本市との連絡窓口となるものとする。
- (5) 構成企業は、後記4-1-2.及び4-1-3.に定める入札参加資格要件を満たすものとする。
- (6) 設計施工事業者は、代表企業を代表者とする共同企業体（建設JV）とする。また、建設JVの方式については、共同施工方式と分担施工方式のいずれを採用するかを選択については、入札参加者の自由とする。なお、共同企業体の設立にあたっては次の要件のいずれかを満たすこと。

① 設計JVを設立しない場合

ア 共同施工方式の場合、JV構成員数の上限は5者とし、代表企業の出資割合は共同企業体のJV構成員中最大であること。

イ 分担施工方式の場合は、代表企業と土建JVの2者で構成される共同企業体とする。この場合、土建JVは、後記4-1-3-3.に定める建築物等施工企業1と建築物等施工企業2による共同施工方式の共同企業体とし、建築物等施工企業1の出資割合は、共同企業体のJV構成員中最大であること。

② 設計JVを設立する場合

ア プラント設計施工企業が設計JVのJV構成員となる場合は、代表企業、設計JV、土建JVの3者で構成される分担施工方式の共同企業体とする。この場合、設計JVは後記(7)-①、土建JVは前記(6)-①-イ後段による。

イ 建築物等施工企業1が設計JVのJV構成員となる場合は、代表企業、土建JVの2者で構成される分担施工方式の共同企業体とする。この場合、土建JVは、後記(7)-②の設計JVと施工JVによる分担施工方式による共同企業体とし、代表者を建築物等施工企業1とする。施工JVは、建築物等施工企業1と建築物等施工企業2による共同施工方式の共同企業体とし、建築物等施工企業1の出資割合は、共同企業体のJV構成員中最大で

あること。

- (7) 建築物等設計企業については、プラント設計施工企業又は建築物等施工企業 1 のいずれかが兼任しなければならない。建築物等設計企業に別の構成企業を充てる場合は、次のいずれかの要件を満たす設計 J V を設立すること。
 - ① 建築物等設計企業とプラント設計施工企業の 2 者で構成される共同履行方式による共同企業体とする。
 - ② 建築物等設計企業と建築物等施工企業 1 の 2 者で構成される共同履行方式による共同企業体とする。
- (8) 運営管理事業者を運営 J V とする場合は、代表企業を運営 J V の代表者とする 2 者による共同企業体とする。また、運営 J V の方式は、代表企業とその他の J V 構成員が一体となって業務を遂行する共同管理方式とする。運営 J V の出資割合は問わないが、代表企業の出資割合は J V 構成員中最大であること。
- (9) 運営管理事業者を SPC とする場合は、構成企業のうち、プラント設計施工企業及び運営管理企業は SPC に出資を行う構成員とし、これらの企業以外の SPC への出資については任意とする。このうち代表企業であるプラント設計施工企業の出資割合及び議決権保有割合については、SPC の設立時から事業期間を通じて 50% を超えるものとする。
- (10) 運営管理事業者を SPC とする場合は、落札者は基本協定の締結から基本契約の締結時まで、SPC を沼津市内に設立するものとする。
- (11) 入札参加者のうち、代表企業が後記 4-1-3-1. の要件を全て満たす場合は、運営管理事業者を単体の企業とすることができる。また、この場合において、運営管理事業者を SPC とする場合は構成員を代表企業のみとすることを可とする。
- (12) 入札参加者は、入札参加申込書及び同添付資料を提出するにあたり、構成企業を明らかにするとともに、各々が本件事業を実施する上で果たす役割を明らかにしなければならない。
- (13) 入札参加申込書及び同添付資料提出後の構成企業の変更は、本市がやむを得ないと認めた場合を除き、認めないものとする。
- (14) 入札参加者の構成企業のいずれかが、他の入札参加者の構成企業となることはできない。

4-1-2. 入札参加者の構成企業の入札参加要件（共通事項）

入札参加者の構成企業は、次の各号に示す要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) PFI 法第 9 条に規定する欠格事由に該当しないこと。
- (3) 入札参加申込書の提出期限の日から落札決定までの期間に、沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成 10 年 3 月 31 日訓令甲第 4 号）に基づき、沼津市から入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 沼津市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 22 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 17 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者は除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続きの申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者は除く。）でないこと。

- (6) 本市が本件事業に係る事業者選定支援業務を委託している者及びその者と当該事業者選定支援業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面もしくは人事面において関連がある者でないこと。

この場合において、「資本面において関連のある者」とは、当該企業の総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

なお、本件事業に関し、事業者選定支援業務を行う者は以下のとおりである。

- ① 株式会社東和テクノロジー
 - ② アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 外国法共同事業
- (7) 次のいずれにも該当しない者であること。
- ① 選定委員会の委員又は当該委員が所属する者
 - ② 前記①の委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者

4-1-3. 入札参加者の構成企業の入札参加資格要件（個別事項）

入札参加者の構成企業となる者は、4-1-2. に定める入札参加資格要件に加え、構成企業の種類ごとに定める次の入札参加資格要件を満たすこと。

4-1-3-1. プラント設計施工企業の要件

プラント設計施工企業は、次の要件を全て満たすこと。

- (1) 最新の沼津市入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）において、希望業種が「ごみ処理施設工事」及びこれに類する業種で登載されていること。
- (2) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の規定による清掃施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (3) 3 か月以上継続して所属していることが確認できる建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ講習を修了している者を本件工事に専任で配置できること。
- (4) 以下に示す要件をすべて満たす一般廃棄物処理施設を地方公共団体（一部事務組合を含む）から元請人（共同施工方式の共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が 20%以上のものに限る。）で受注し、完成・引渡しが完了した実績を 1 件以上有すること。

なお、実績要件については、以下の①②③④⑤を 1 施設で満たすことが困難な場合は、①②③④を満たす 1 施設、⑤を満たす 1 施設の計 2 施設で満たす場合でも可とする。

- ① ボイラー・タービン式発電設備を有する施設
 - ② 施設規模が 1 炉あたり 100t/日以上かつ 2 炉構成以上である施設
 - ③ 平成14年12月 1 日以降に竣工した施設
 - ④ 連続運転式ストーカ焼却炉（廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設性能指針のⅢ. 3に示す「ストーカ式燃焼装置」に限る。）
 - ⑤ 処理能力が 5 t/日（5 h）以上の高速回転破砕機を有するマテリアルリサイクル推進施設
- (5) 入札参加申込書の提出期限日において、最新の経営審査事項における清掃施設工事の総合評定

値が 1,400 点以上であること。

- (6) 本件工事において以下を満たす技術者を配置できること。
- ① 技術者は、前記(4)－①②③④の要件を満たす工事と同じ施工経験を有していること。ただし、工事完了年月日、工事の規模などの数値は求めない。
 - ② 本件工事に対応する清掃施設工事業に係る監理技術者又は主任技術者を専任で配置できること。ただし、技術者は、建設業法第26条第1項から第5項（第3項ただし書及び第4項を除く。）までに規定する者とする。なお、本件工事は特例監理技術者（同法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。）の配置は認めない。共同施工方式の共同企業体を結成する場合において、監理技術者を配置するときは、プラント設計施工企業は必ず監理技術者を配置できること。
 - ③ 技術者は、入札参加申込書の提出日においてプラント設計施工企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ入札参加申込書の提出日以前3か月以上の雇用関係にある者であること。

4-1-3-2. 建築物等設計企業の要件

設計JVを設立せず、プラント設計施工企業又は建築物等施工企業1が建築物等設計企業を兼務する場合は、(2)以外の要件を全て満たすこと。また、設計JVを設立し、建築物等設計企業に別の構成企業を充てる場合は、当該企業は次の要件を全て満たすこと。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (2) 最新の入札参加資格者名簿において、希望業種が「建築一般」で掲載されていること。
- (3) 入札参加申込書の提出期限日において、以下に示す要件を満足する一般廃棄物処理施設の土木建築工事の設計業務を、地方公共団体（一部事務組合を含む）から元請負人（単独又はJV）又は下請負人として受注し、当該業務に従事した実績を有すること。
 - ① ボイラー・タービン式発電設備を有する施設
 - ② 連続運転式ストーカ焼却炉（廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設性能指針のⅢ. 3に示す「ストーカ式燃焼装置」に限る。）

4-1-3-3. 建築物等施工企業の要件

建築物等施工企業は、建築物等施工企業1と建築物等施工企業2で構成するものとし、建築物等施工企業2として参加する企業の数、3者を上限とする。建築物等施工企業1は、(5)以外の要件を全て満たすとともに、建築物等施工企業2は、(1)、(3)、(4)、(6)以外の要件を全て満たすこと。

- (1) 最新の入札参加資格者名簿において、希望業種が「鉄骨造建築工事」、「鉄筋コンクリート造建築工事」及びこれに類する業種のいずれかで掲載されていること。
- (2) 建設業法第3条第1項に規定する建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (3) 入札参加申込書の提出期限日において、以下に示す要件を満足する一般廃棄物処理施設の土木建築工事を地方公共団体（一部事務組合を含む）から元請負人（単独又はJV）又は下請負人として受注し当該工事に従事した実績を有すること。
 - ① ボイラー・タービン式発電設備を有する施設

- ② 連続運転式ストーカ焼却炉（廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設性能指針のⅢ． 3に示す「ストーカ式燃焼装置」に限る。）
- (4) 入札参加申込書の提出期限日において、最新の経営事項審査における同工事に係る総合評定値が1,400点以上であること。
- (5) 「沼津市が発注する建設工事の請負等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を定める告示」（平成16年3月30日沼津市告示第24号）に基づく最新の格付け業者名簿において、建築一式工事の格付け等級がAクラスであること。
- (6) 本件工事において以下の要件を満たす技術者を配置できること。
 - ① 本件工事に対応する建築工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できること。ただし、技術者は、建設業法第26条第1項から第5項（第3項ただし書及び第4項を除く。）までに規定する者とする。なお、本件工事は特例監理技術者（同法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。）の配置は認めない。
 - ② 技術者は、入札参加申込書の提出日において、建築物等施工企業1と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ入札参加申込書の提出日以前3か月以上の雇用関係にある者であること。

4-1-3-4. 運営管理企業の要件

運営管理企業は、次の要件を全て満たしていること。運営管理企業として参加する企業の数は1者を上限とする（代表企業が兼任する場合はこの限りではない）。

- (1) 最新の入札参加資格者名簿において、希望業種が「施設管理運営（ごみ処理施設）」、「施設管理運営（ごみ焼却施設）」及びこれに類する業種のいずれかで登載されていること。
- (2) 地方公共団体（一部事務組合を含む）の一般廃棄物処理施設において、以下の①及び②を満たす施設の運営管理業務を受注（又は受託）し、かつ、1年以上にわたり業務を履行した実績を1件以上有すること。

なお、実績要件について①及び②を1施設で満たすことが困難な場合は、①を1施設、②を1施設の計2施設で満たす場合でも可とする。

 - ① 前記4-1-3-1.(4)－①②③④を満たす施設
 - ② 前記4-1-3-1.(4)－⑤を満たす施設
- (3) (2)の運営管理業務は、業務内容に運転管理業務（施設の運転管理と用役の調達・管理を含むこと）と維持管理業務（日常的な点検・保守、施設の定期点検・補修を含むこと）を含む業務であること。
- (4) (2)の運営管理業務の業務遂行形態は以下の①又は②とする。
 - ① DBO方式による施設整備・運営事業における施設の運営管理業務については、当該企業が元請けとして受注した実績、又は当該企業が出資し設立されたSPCにおいて受注した実績であり、かつ、当該SPCへの出資者のうち当該企業の役割分担が運営管理業務にあること。
 - ② PFI方式による施設整備・運営事業における施設の運営管理業務については、当該企業が出資し設立されたSPCから受注した実績であり、かつ、当該SPCへの出資者のうち当該企業の役割分担が運営管理業務にあること。

4-2. 入札参加資格の確認等

- (1) 入札参加資格要件等の確認基準日は、後記 4-3-1. (1) に示す申込書類の提出締切日とする。
- (2) 入札参加資格確認基準日の翌日から技術提案書及び入札書の提出までの間、入札参加者の構成企業のいずれかが入札参加資格を欠くに至った場合は、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表企業及び建築物等施工企業 1 以外の構成企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、入札に参加できる。
 - ① 入札参加者が入札参加資格要件を欠いた構成企業に代わって入札参加資格要件を満たす構成企業を補充し、必要書類を提出したうえで、本市が入札参加資格を確認し、技術提案書及び入札書の提出締切日までにこれを認めたとき。なお、補充する構成企業の入札参加資格要件等の確認基準日は、入札参加資格を欠いた構成企業の入札参加資格を欠いた日とする。
 - ② 入札参加資格要件を欠いた構成企業が担当する業務にあたる構成企業が複数である場合で、入札参加資格要件を欠いた構成企業を除く構成企業で全ての入札参加資格を満たすことを技術提案書及び入札書の提出締切日までに本市が認めたとき。
- (3) 技術提案書及び入札書の提出締切日の翌日から落札者決定日までの間、入札参加者の構成企業のいずれかが入札参加資格を欠くに至った場合は、当該入札参加者は落札者決定のための審査の対象から除外する。ただし、代表企業及び建築物等施工企業 1 以外の構成企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、入札参加者の入札参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができる。
 - ① 入札参加者が入札参加資格要件を欠いた構成企業に代わって入札参加資格要件を満たす構成企業を補充し、必要書類を提出したうえで、本市が入札参加資格を確認し、当該構成企業の変更が技術提案内容に影響を与えず、特定事業契約締結後の本件事業の実施に支障をきたさないと判断したとき。なお、補充する構成企業の入札参加資格要件等の確認基準日は、入札参加資格を欠いた構成企業の入札参加資格を欠いた日とする。
 - ② 入札参加資格要件を欠いた構成企業が担当する業務にあたる構成企業が複数である場合で、入札参加資格要件を欠いた構成企業を除く構成企業で全ての入札参加資格を満たし、かつ当該構成企業の変更が技術提案内容に影響を与えず、特定事業契約締結後の本件事業の実施に支障をきたさないと判断したとき。
- (4) 落札者決定日の翌日から基本協定の締結までの間、入札参加者の構成企業のいずれかが入札参加資格を欠くに至った場合は、本市は当該入札参加者との基本協定を締結しない。ただし、代表企業及び建築物等施工企業 1 以外の構成企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合は、上記(3)における①及び②の規定を準用し、入札参加者の入札参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができる。

4-3. 入札に関する手続等

4-3-1. 一般競争入札参加資格確認手続

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、募集要項を熟読のうえ、(5)に定めるところに従い、次に掲げる書類（以下「申込書類」という。）を提出し、本市の確認を受けなければならない。
 - ① 総合評価一般競争入札参加申込書（様式 1）
 - ② 構成企業一覧表（様式 2）

- ③ 委任状（様式 3-1、様式 3-2）
 - ④ 同種工事の施工実績調書及び同種業務の履行実績調書（様式 4）
 - ⑤ 建設工事共同企業体構成員一覧表（様式 5-1、様式 5-2）
 - ⑥ 設計業務共同企業体構成員一覧表（様式 5-3）
 - ⑦ 運営管理業務共同企業体構成員一覧表（様式 5-4）
 - ⑧ 前各号の添付書類
- (2) 期限までに申込書類を提出しない者は、本件入札に参加することができない。
- (3) 募集要項については、本市ホームページで公表する。
- (4) 募集要項（入札参加資格書類）に関する質疑の方法等
- ① 質疑の提出期間
入札公告日から令和 6 年 4 月 19 日（金）の午後 5 時まで
 - ② 質疑の提出方法
募集要項のうち、入札参加資格書類に関して、質問を提出する場合は、募集要項様式集にある「入札参加資格に関する質問書」（様式 8-1 の 1 及び様式 8-1 の 2）に、質問の内容を記載し、電子メールにて、下記の提出先のアドレス宛にファイルを添付し提出すること。
 - ・電子メールに添付するファイル容量は 5 MB までとする。
 - ・メールタイトルは「新中間 DBO 入札参加資格書類に対する質問・意見（会社名）」と記載すること。窓口・電話・FAX での受付は行わない。
 - ・電子メール送信後、下記の提出先に電話にてメールの着信を確認すること（土、日、祝日、年末年始を除く、午前 9 時から午後 5 時まで）。
 - ③ 提出先
本件事業に関する本市の担当部署（後記 7-1 参照）
 - ④ 質問への回答
入札参加資格書類に関して提出された質問への回答は、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると本市が認めたものを除き、令和 6 年 4 月 26 日（金）に本市のホームページで公表する（個別に回答は行わない）。
なお、質問者の事業者名は公表しない。
- (5) 申込書類の提出
- ① 提出期間
令和 6 年 5 月 8 日（水）から同年 5 月 15 日（水）まで（土、日、祝日を除く）の午前 9 時から午後 5 時まで。書留郵便による場合は令和 6 年 5 月 15 日（水）必着。
 - ② 提出方法
持参又は書留郵便により、下記の提出先に提出すること。
 - ③ 提出先
本件事業に関する本市の担当部署（後記 7-1 参照）
 - ④ その他
 - ア 申込書類の作成に係る費用は、本件入札に参加を希望する者の負担とする。
 - イ 提出された申込書類は、返却しない。
 - ウ ②に定める提出方法以外の方法による申込書類の提出は、受け付けない。

- (6) 申込書類を提出した入札参加者について、入札参加資格の有無を確認し、その結果を代表企業に対して、令和6年5月22日（水）までに、郵送により通知する。

4-3-2. 技術提案に関する事項

(1) 対面対話の開催

① 開催日時

別途通知する日時とする（入札参加資格審査結果の通知の際に通知する予定）。

② 開催場所

別途通知する場所による（入札参加資格審査結果の通知の際に通知する予定）。

③ 対面対話用資料の作成と提出

募集要項様式集にある所定の様式（様式9-1から様式9-6）により対面対話用資料を作成し提出すること。

ア 提出期間

令和6年5月24日（金）から同年5月31日（金）まで（土、日、祝日を除く）の午前9時から午後5時まで

イ 提出方法

所定の様式により正本1部、副本9部を作成し、下記の提出先まで持参するものとし、郵送又は電送による提出は受け付けない。

ウ 提出先

本件事業に関する本市の担当部署（後記7-1参照）

④ その他

ア 対面対話時には、募集要項の印刷物を持参すること。

イ 対面対話の開催等に係る詳細は、技術提案書作成要領による。

(2) 募集要項（技術提案等）に関する質疑の方法等

① 質疑の提出期間

令和6年6月17日（月）から同年6月24日（月）の午後5時まで

② 質疑の提出方法

募集要項のうち、技術提案書等に関して、質問を提出する場合は、募集要項様式集にある「技術提案書等に関する質問書」（様式8-2の1及び様式8-2の2）に、質問の内容を記載し、電子メールにて、下記の提出先のアドレス宛にファイルを添付し提出すること。

- ・電子メールに添付するファイル容量は5MBまでとする。
- ・メールタイトルは「新中間 DBO 技術提案書等に対する質問・意見（会社名）」と記載すること。窓口・電話・FAXでの受付は行わない。
- ・電子メール送信後、下記の提出先に電話にてメールの着信を確認すること（土、日、祝日、年末年始を除く、午前9時から午後5時まで）。

③ 提出先

本件事業に関する本市の担当部署（後記7-1参照）

④ 質疑への回答

技術提案書等に関して提出された質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ

等にかかるもの、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和6年7月8日（月）に本市のホームページにて公表する（個別に回答は行わない）。なお、質問者の事業者名は公表しない。

(3) 技術提案書及び入札書の提出

① 提出期間

令和6年8月26日（月）から同年8月30日（金）までの午前9時から午後5時まで

② 提出方法

持参により、下記の提出先に提出すること。

③ 提出先

本件事業に関する本市の担当部署（後記7-1参照）

④ その他

ア 期限までに技術提案書及び入札書の提出をしない者は、本件入札の参加を辞退したものとみなす。

イ 技術提案書及び入札書は、提出後に修正し、又は撤回することはできない。

4-3-3. 明瞭化作業と提案書ヒアリングの実施

(1) 技術提案の明瞭化作業の実施

本市は、提出された技術提案書の内容について、要求水準書等で規定する内容に対する疑義がある場合は、当該技術提案書を提出した者に対し、技術提案書への疑義を確認事項として取りまとめ、確認依頼書による明瞭化作業を実施する。

確認依頼書による確認事項の通知を受けた者は、確認事項への回答書を作成し、本市が指定する期日と方法により回答書を提出しなければならない。確認事項への回答書を提出しない者は、本件入札の参加を辞退したものとみなす。

本市からの確認依頼書による確認事項の通知は令和6年10月中旬を予定している。確認事項への回答書の作成と提出方法は当該通知の際に明示する。

また、入札参加者は、確認事項への回答書と合わせて、募集要項様式集にある「確認事項回答書の履行に関する誓約書」（様式19）を提出すること。

(2) 提案書ヒアリングの実施

① 4-3-2.(3)により技術提案書及び入札書を提出した者は、本市が実施する個別のヒアリングに出席しなければならない。

② ヒアリングの日時、場所等は、令和6年11月下旬に技術提案書及び入札書を提出した者に郵送により通知する。

③ ②のヒアリングに出席しない者は、本件入札の参加を辞退したものとみなす。

(3) その他

① 技術提案書及び入札書の作成に係る費用は、入札参加者の負担とする。

② 提出された技術提案書及び入札書は、返却しない。

4-3-4. 入札・開札の方法等

4-3-4-1. 開札の方法

(1) 開札の日時・場所等

① 開札日

令和7年1月上旬（※日時は入札参加者に追って通知する。）

② 開札方法

開札は、入札参加者又はその代理人の立会いの上で行うものとし、入札参加者又はその代理人が立会わないときは、当該入札事務に関係のない本市職員を立会わせるものとする。なお、代理人が開札に立会う場合は、委任状（様式20）を当日持参すること。

③ 開札場所

入札参加者に追って通知する。

4-3-4-2. 入札方法等

(1) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札価格は、消費税額及び地方消費税額に相当する金額を含まない金額を記載すること。

(2) 入札書に記載する金額は建設工事と運営管理業務の入札価格の合計とし、内訳として建設工事と運営管理業務の入札価格を各々併記すること。

(3) 予定価格は次のとおりとする。予定価格を超過した入札を行った場合は失格とする。

① 本件事業全体の予定価格

45,472,000,000円（消費税及び地方消費税額に相当する金額を含まない。）

(4) 本件入札については、失格基準価格は設けない。

(5) 入札の結果、全ての入札参加者が予定価格を超えて失格となった場合は、4-3-4-4.に基づき無効とされた入札をしたものを除き、再度の入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。

4-3-4-3. 入札内訳書の提出

(1) 入札に際し、当該入札書に記載される入札金額に対応した建設工事と運営管理業務の入札内訳書を提出すること。

(2) 入札内訳書の様式は、募集要項様式集（様式11）による。

(3) その他

① 入札内訳書の作成に係る費用は、入札参加者の負担とする。

② 提出された入札内訳書は、返却しない。

③ 4-3-4-2.(5)の再度の入札を行う場合、入札内訳書の提出方法は本市の指示に従うものとする。

4-3-4-4. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 沼津市契約規則第18条各号の規定に該当する入札

(2) 入札書が所定の日時までに到達しないもの

(3) 申込書類に虚偽の記載をしたもの

(4) 募集要項において示した条件に違反したもの

4-3-4-5. 入札保証金

入札保証金は、免除とする。

4-4. 落札者の決定方法

落札者の決定にあたっては、本件事業にとって最適な事業者を選定するため、次の落札者決定基準による総合評価落札方式を採用する。詳細は、落札者決定基準を参照すること。

(1) 落札者決定基準

- ① 評価にあたっては、100点の範囲内で配点を行い、入札価格が予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、評価値の最も高い者を最優秀提案者とする。評価値の最も高い者が2者以上あるときは、入札価格が低い者を最優秀提案者とし、同額である場合は、くじ引きを行って最優秀提案者を決定する。
- ② 評価を技術評価及び価格評価に区分し、その配点をそれぞれ60点と40点とする。
- ③ 技術評価については、「基礎審査項目」及び「技術評価項目」に区分して評価する。「基礎審査項目」については必須の要求項目とし、技術評価点は付与しない。
- ④ ③の「基礎審査項目」は、「技術提案書全般」、「工事計画」、「工事仕様」、「運営管理業務」及び「事業全般」に関する項目とし、これらの項目を1つでも満たしていない場合は入札参加資格を失う。
- ⑤ ③の「技術評価項目」は、「整備方針に係る評価」、「エリア全体のデザインに係る評価」及び「その他」の3つに関する項目とし、配点及び評価の視点を表3に示す。

表 5 技術評価項目の構成と配点

| 評価大項目/評価項目 | 配点 | 評価の視点 |
|---------------------------|------------|--|
| 整備方針に係る評価 | | |
| ●資源化機能の充実 (リサイクルの推進) | 3 | ①廃棄物の資源化について、安定的かつ継続的に、高い品質を確保することが可能となる、設備面や運営面に関する工夫について、優れた提案がなされているか。 |
| | 5 | ②破砕選別処理系列において、「その他プラスチック資源ごみ」を、高純度で選別・回収を行う機能について、優れた提案がなされているか。 |
| ○余剰電力量の最大化に向けた設計と施設運営 | 15 | ①提案する余剰電力量について、定量的に評価する。 |
| ○長期安定稼働、長寿命化及び維持管理費縮減への対応 | 5 | ①30年3か月間の維持管理費について、定量的に評価する。 |
| | 15 | ②施設を50年間稼働させることを前提に、設備・施設計画及び維持管理計画について、長期安定稼働、長寿命化、維持管理費の縮減を考慮した、優れた提案がなされているか。 |
| ●施設配置動線計画 | 2 | ①安全で円滑な車両動線計画について、優れた提案がなされているか。 |
| | 5 | ②敷地条件を踏まえ、維持管理性を考慮した施設配置計画について、優れた提案がなされているか。 |
| エリア全体のデザインに係る評価 | | |
| ●エリア基本コンセプトに則する提案 | 4 | ①「市民に開かれた、人と人が交流する施設」を実現するため、整備エリア基本コンセプトに基づく有効な提案がなされているか。 |
| その他 | | |
| ○地元経済貢献 | 6 | ①提案する地元経済貢献額について、定量的に評価する。 |
| 技術評価項目得点(合計) | 60点 | |

注) 評価項目欄のうち「●」の項目は定性評価、「○」の項目は定量評価、または定量評価と定性評価の併用により評価を行う項目である。

⑥ 価格評価点は、入札価格に応じて以下の計算方法により算出する。ただし、価格評価点の算出に際しては定量化限度額を設けるものとし、定量化限度額未満の入札があった場合は、この計算方法に従い価格評価点を付与する。この場合、定量化限度額未満の入札価格には満点の40点を付与するものとし、複数の応募者の入札価格が定量化限度額未満であった場合も同様に、当該応募者の全てに40点を付与する。なお、価格評価点の算出に際して小数点以下の数字が生じた場合の端数処理は、小数点第3位以下を切り捨てとする。

⑦

ア 全ての入札価格のうち最低入札価格が定量化限度額基準額以上の場合

$$\text{価格評価点} = 40 \text{点} \times \frac{\text{最低入札価格}}{\text{入札価格}}$$

イ 全ての入札価格のうち最低入札価格が定量化限度額未満の場合

$$\text{価格評価点} = 40 \text{点} \times \frac{\text{定量化限度額}}{\text{入札価格}}$$

※イの場合、定量化限度未満の入札価格には満点の40点を付与する。

(2) 審査及び選定

① 沼津市新中間処理施設整備事業者選定委員会の設置

技術提案書の審査は「沼津市新中間処理施設整備事業者選定委員会」において実施する。

沼津市新中間処理施設整備事業者選定委員会は、本件事業の落札者決定基準及び落札者の選定に関する事項を審議するために沼津市が設置した組織であり、次の6名の委員で構成される。なお、本件事業の入札公告日から落札者決定までの期間に、本件入札に関して、入札参加者やこの者と同一と判断される団体又は個人が、自己を有利に又は他の入札参加者を不利にするように、各委員に対して働きかけを行った場合は、当該入札参加者を失格とする。

表6 沼津市新中間処理施設整備運営事業者選定委員会名簿

| | 区 分 | 所 属 | 氏 名 | 備 考 |
|---|-----------|--|--------|------|
| 1 | 学識経験を有する者 | 公益社団法人全国都市清掃会議 技術指導部長 | 荒井 喜久雄 | 委員長 |
| 2 | 〃 | 元東京エコサービス株式会社 環境技術部 技術管理担当部長 | 谷川 哲男 | 副委員長 |
| 3 | 〃 | 株式会社 NTT データ経営研究所 執行役員 パートナー | 村岡 元司 | |
| 4 | 〃 | 武蔵野大学工学部建築デザイン 学科 教授 | 水谷 俊博 | |
| 5 | 〃 | 一般財団法人 日本環境衛生 センター 東日本支局 環境 工学第一部 部長 | 藤原 周史 | |
| 6 | 〃 | 青山学院大学 大学院 会計ブ ロフェッション研究科 教授 | 山口 直也 | |

② 審査方法

ア 入札参加資格審査

本市は、本件入札に参加を希望する者から提出される申込書類について入札参加資格要件を確認し、審査結果を申込者に通知する。

イ 基礎審査

本市は、入札参加者から提出される技術提案書が落札者決定基準に示す基礎審査項目を満たしていることを確認する。基礎審査項目を1つでも満たしていないことが確認された場合は、当該入札参加者は失格とする。ただし、「確認事項回答書の履行に関する誓約書」（様式19）を提出した場合はこの限りではない。

ウ 入札書及び技術提案書審査

沼津市新中間処理施設整備事業者選定委員会は、当委員会の意見を踏まえて本市が設定した「落札者決定基準」にしたがって、総合評価の方法により入札書及び技術提

案書の審査を行い、最優秀提案者を選定する。本市は、当委員会を選定した最優秀提案者を落札者として決定する。

エ 評価方法

評価方法は、落札者決定基準に示すとおりとする。

オ 審査結果

審査結果は、本市のホームページで公表する。

4-5. その他

- (1) 入札参加者は、入札書類（申込書類、質問書、技術提案書及び入札書等の本件入札に関する手続等に際して入札参加者が本市へ提出するすべての書類等のことをいう。）の提出をもって、募集要項及び本市が提示した追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 入札書類の作成と提出及び契約締結に至るすべての手続きのうち、入札参加者が実施する行為に関しては、入札参加者は自らの責任と費用によりこれを行う。
- (3) 提出された入札書類の著作権は、当該書類を提出した入札参加者に帰属するものとする。ただし、本市は、本件事業において公表が必要と認める場合、募集要項に基づき提出される書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (4) 入札参加者から本市に提出された書類等については、変更できないものとし、また、いかなる理由であったとしても返却しない。
- (5) 入札参加者は、本市から提示された募集要項、開示又は閲覧した情報は、本件入札にのみ使用するものとし、他の目的のために一切使用してはならない。
- (6) 本件入札に関するすべての意思疎通は書面によるものとし、使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用する。

第5. 契約手続き等に関する事項

5-1. 落札者決定後の手続き

5-1-1. 基本協定の締結

落札者決定後に、本市と事業者との間で基本協定を締結する。

基本協定には、本件事業に関する特定事業契約の締結に向けた、本市と事業者の立場と義務を確認するとともに、特定事業契約締結のための基本的事項を定めるものとする。

5-1-2. SPC の設立

(1) SPC の設立について

落札者は、自らの判断により SPC を設立することができるものとする。

SPC を設立する場合には、本市は、落札者と契約内容の明確化のための協議を行い、当該協議の内容に基づき、SPC と特定事業契約を締結する。

なお、SPC は、特定事業契約の仮契約の締結までに設立することを要する。

(2) SPC の設立条件

- ① 全ての構成員は、特定事業契約が終了するまで SPC の株式を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。
- ② 前記 4-1-1. (9) 及び 4-1-1. (10) の要件を満たすこと。

5-1-3. 特定事業契約の締結

本市と事業者は、基本協定を締結した後、建設工事と運営管理業務を包括的に契約するための特定事業契約の締結に向けた協議を開始する。特定事業契約とは、次の内容の3つの契約の総称である。

(1) 基本契約

基本契約は、事業者へ本件事業を一括して発注・契約するために、本市と事業者の間で締結する本件事業に関する契約である。この基本契約は、建設工事請負契約の本契約成立（沼津市議会の議決）を効力発生条件とする仮契約とする。

(2) 建設工事請負契約

建設工事請負契約は、基本契約に基づき本市と事業者（この場合は設計施工事業者）の間で締結する本件工事に関する契約である。建設工事請負契約に係る仮契約は、基本契約の締結時期と同じくして締結を予定する。

建設工事請負契約は、沼津市議会の議決を経た後、本契約としての効力を生ずるものとする。

(3) 運営管理業務委託契約

運営管理業務委託契約は、基本契約に基づき本市と事業者（この場合は運営管理事業者）の間で締結する本件事業に関する契約である。運営管理業務委託契約は、建設工事請負契約の本契約成立（沼津市議会の議決）を効力発生条件とする仮契約とする。

5-1-4. 契約保証金に関する事項

事業者は、以下の(1)及び(2)の契約保証金を市に納付する。

(1) 建設工事請負契約

建設工事請負代金額の10分の1以上の額。詳細は、建設工事請負契約書（案）による。

(2) 運営管理業務委託契約

各年度の業務委託費の10分の1以上の額。詳細は、運営管理業務委託契約書（案）による。

5-1-5. 支払条件

(1) 前払金

① 建設工事請負契約

沼津市契約規則（昭和52年沼津市規則第21号）の規定に基づき、前金払の支払いを請求することができる。

② 運営業務委託契約

無し。

(2) 部分払

① 建設工事請負契約

沼津市契約規則（昭和52年沼津市規則第21号）の規定に基づき、工事の完成前に、出来形部分及び製造工場等にある特殊な工場製品に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、部分払を請求することができる。

② 運営管理業務委託契約

無し。ただし、実運営期間開始から業務委託期間終了日までの期間、毎月1回、計243回にわたり委託料を支払う。

第6 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

6-1. 本市と事業者のリスク分担

6-1-1. 責任分担の考え方

本件事業は、本市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供をめざすものである。

ここで、事業者が担当する業務については、事業者自らが責任をもって遂行するものとし、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとする。

ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負うものとする。

6-1-2. 予想されるリスクと責任分担

上記の考え方に基づいて本市の考える本件工事及び本件業務において発生するリスクの分類・分担を、「別紙-3 本件事業に係るリスク分担表」に示す。

6-1-3. リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

本市又は事業者のいずれかが責任を負うべきリスクが顕在化した場合に生じる費用は、その責任を負う者が負担することを基本とする。

また、本市及び事業者が分担して責任を負うべきリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法は、特定事業契約書において定めることとする。

6-2. 提供されるサービス水準・仕様

本件事業における本件工事及び本件業務に関するサービス水準並びに仕様は、要求水準書によるものとする。

6-3. 事業者の債務の履行に関する事項

事業者は、特定事業契約に従い、誠意をもって責務を履行するものとする。

なお、特定事業契約の確実な履行を確保するために、契約保証金の納付等を事業者に求めることとする。詳細は特定事業契約書を参照のこと。

6-4. 事業の実施状況のモニタリング

6-4-1. モニタリングの実施

本市は、事業者が実施する本件工事及び本件業務の実施状況についてモニタリングを行い、特定事業契約で定められた性能基準、サービス水準を事業者が遵守していることを確認する。なお、モニタリングに必要な費用については、原則として本市が負担するものとし、事業者はモニタリングに必要な書類等の作成について協力を行うものとする。

6-4-2. モニタリングの基本的な考え方

モニタリングの実施時期と内容についての基本的な考え方は次のとおりとする。なお、モニタリング方法、内容等については特定事業契約において定める。

(1) 本件工事期間

本件工事期間において、本市は、設計施工事業者による業務が特定事業契約に基づき適切に履行されているか、また、設計内容及び工事内容が特定事業契約に定める要求水準等の条件を満たしているか、定期的及び随時に確認を行う。

確認の結果、設計内容及び工事内容が特定事業契約に定める要求水準等の条件を満たしていない等の場合、設計施工事業者は必要な改善措置を行うものとする。

(2) 本件業務委託期間

本件業務委託期間において、本市は、業務の内容が特定事業契約に定める要求水準等の条件を満たしているか、定期的及び随時に確認を行う。また、SPCの経営状況、財務状況について定期的に報告を求め、確認を行う。

確認の結果、業務の成果が特定事業契約に定める要求水準等の条件を満たしていない等の場合は、運営管理事業者は必要な改善措置を行うものとし、特定事業契約の定めに従い、本市からの本件業務に係る対価の減額等の措置を行うことがある。

第7. 入札等の実施に関する問い合わせ先

7-1. 本件事業に関する市の担当部署

本件事業に関する担当部署は、次のとおりとする。

担当部署 : 沼津市 生活環境部 新中間処理施設整備室

住 所 : 〒410-8601 静岡県沼津市御幸町16番1号

電 話 : 055-934-4889

F A X : 055-934-3045

電子メール : shinchukan@city.numazu.lg.jp

本市ホームページ :

<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/sumai/gomi/newkeikaku/newshisetsu/index.htm>

別紙－１ 本件事業の事業スキーム図

本件事業において想定するSPCを設立する場合の事業スキーム図を図2－1に示し、SPCを設立しない場合の事業スキーム図を図2－2に示す。また、各事業者の業務分担等を示す事業全体スキーム図を図2－3に示す。

なお、図2－1における建築物等施工企業は一例として協力企業としたが、構成員と協力企業の組成については事業者の提案によるものとする。

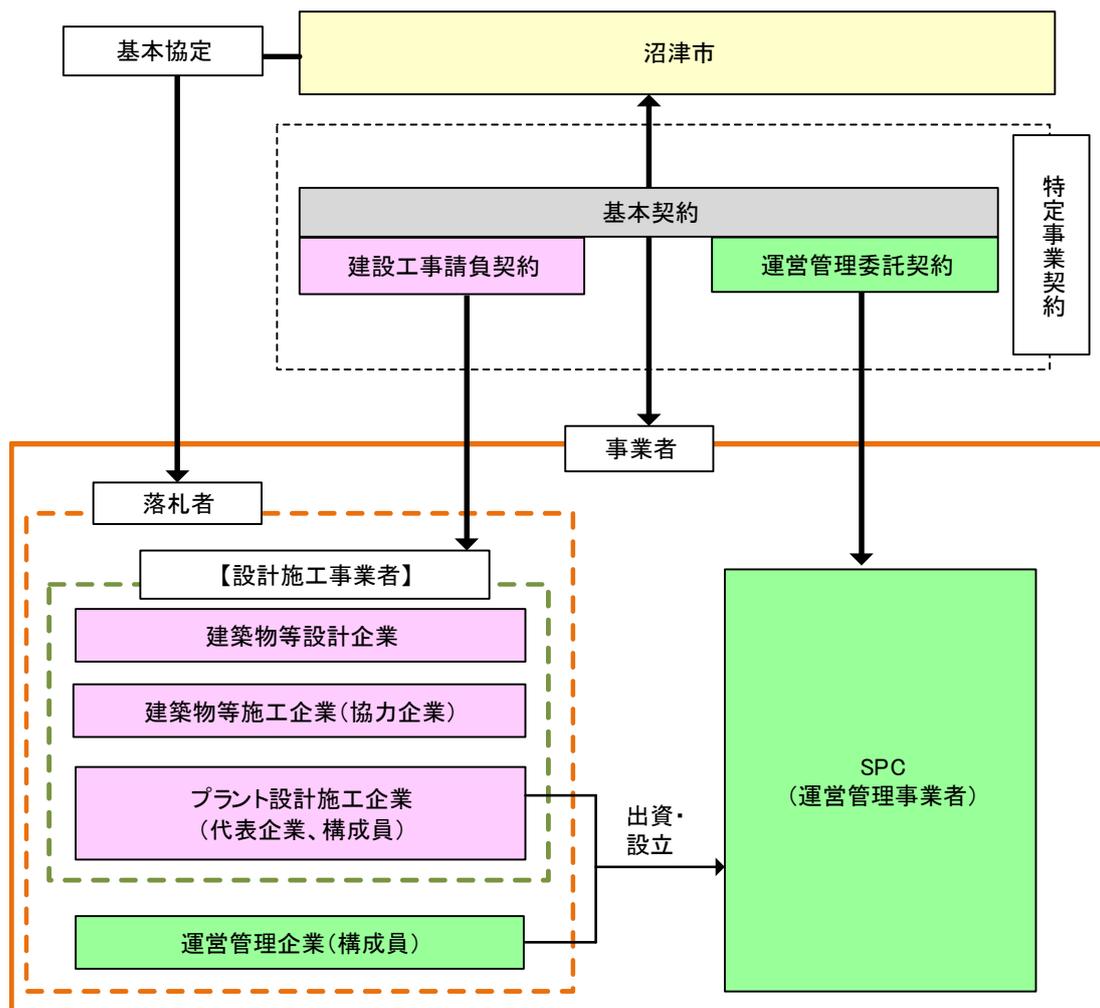


図2－1 本件事業の事業スキーム図（SPCを設立する場合）

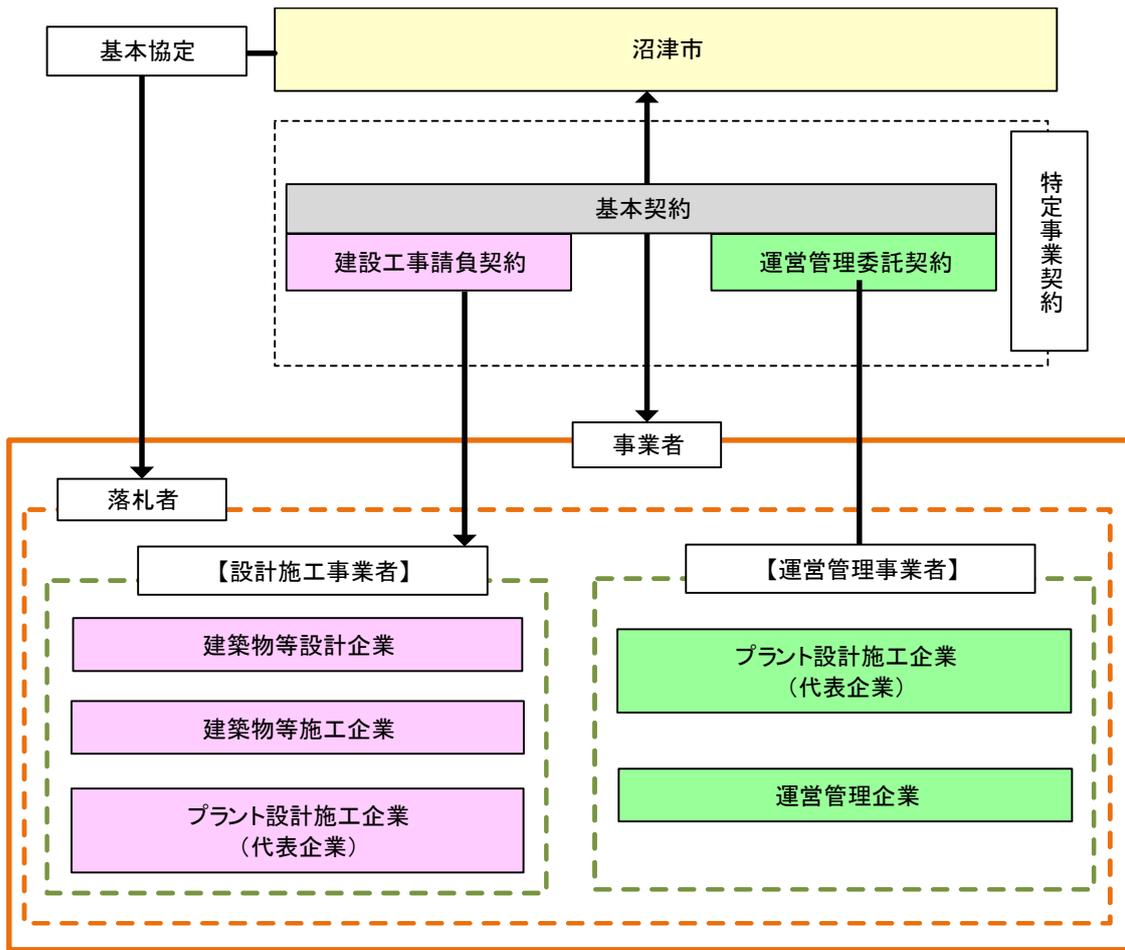


図 2-2 本事業の事業スキーム図 (SPC を設立しない場合)

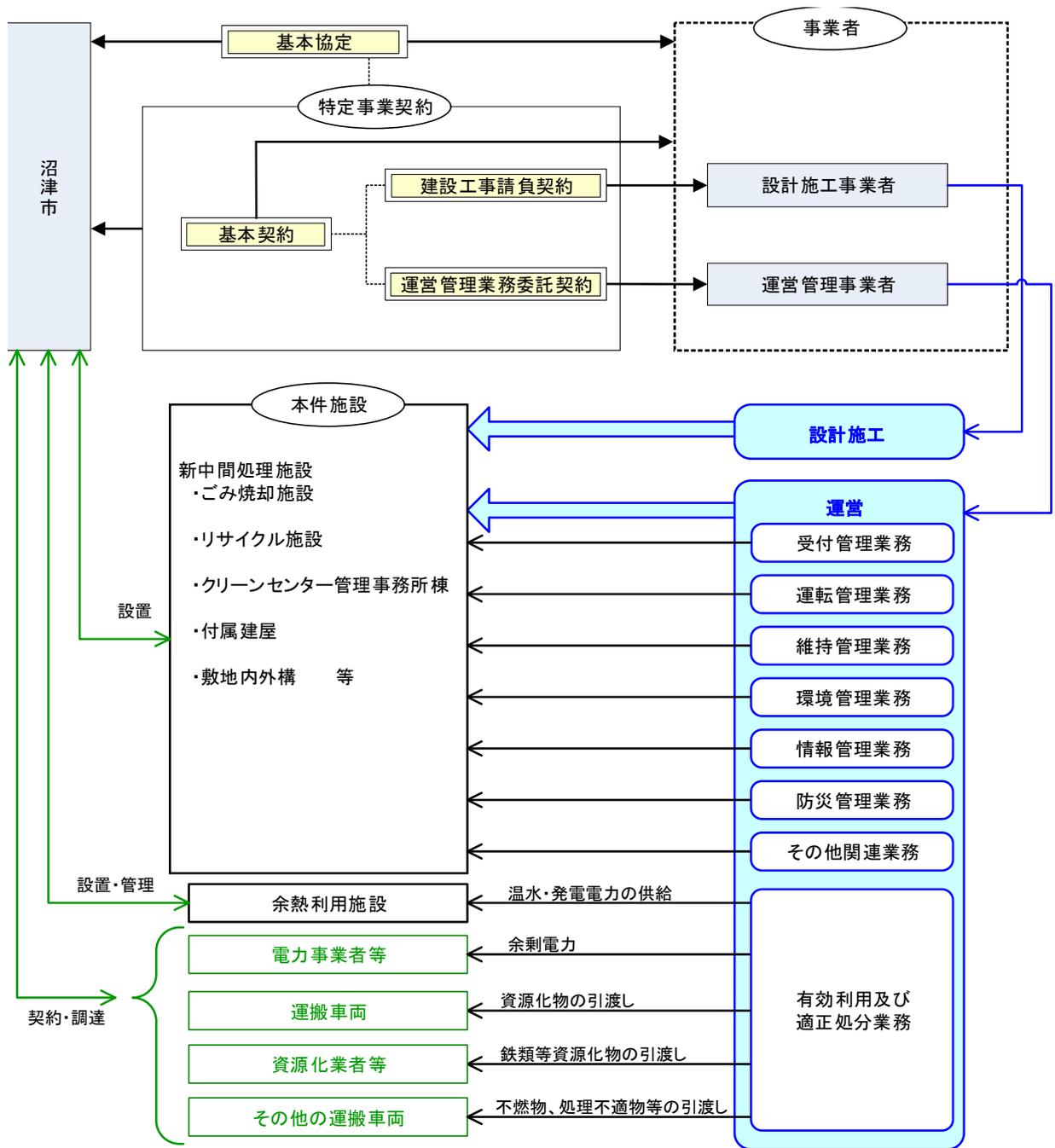


図 2-3 本件事業の事業全体スキーム図

別紙－2 建設予定地位置図



出典：国土地理院（電子国土Web）を参考に作成

図3 建設予定地の位置図

別紙－３ 本件事業に係るリスク分担表

本件事業に係る本市と事業者のリスク分担について、以下に示す。

| リスクの種類 | リスクの内容 | リスク負担者 | |
|-------------------------------|---|--------|-----|
| | | 本市 | 事業者 |
| 入札書類リスク | 入札書類の誤記、提示漏れにより、本市の要望事項が達成されない等 | | ○ |
| 契約締結リスク | 本市の事由により契約が結べない等 | ○ | |
| | 事業者の事由により契約が結べない等 | | ○ |
| 議会リスク | 特定事業契約に関する議会承認が得られない場合 | ○ | ○ |
| 計画変更リスク | 本市の指示による事業範囲の縮小、拡大等 | ○ | |
| 用地確保リスク | 建設用敷地の確保に関するもの | ○ | |
| 近隣対応リスク | 本件施設の設置そのものに対する住民反対運動等 | ○ | |
| | 上記以外のもの | △ | ○ |
| 法令等の 変更リスク | 本件事業に直接関係する法令等の変更等 | ○ | |
| | 上記以外の法令の変更等 | | ○ |
| 税制度変更リスク | 事業者の利益に課される税制度の変更等 | | ○ |
| | 上記以外の税制度の変更等 | ○ | |
| 許認可遅延リスク | 事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの | | ○ |
| | 生活環境影響調査における設計諸元、予測条件等との差異が生じた際の再評価に係る費用負担等 | | ○ |
| 入札参加リスク | 入札参加に要する費用に関するもの | | ○ |
| 事故の発生リスク | 設計、建設、運営において、事業者の事由により発生する事故、火災等に関するもの | | ○ |
| 資金調達リスク | 事業の実施に必要な資金調達に関するもの | ○ | |
| | 交付金(補助金を含む)の見込み違いによるもの | ○ | |
| | 事業者の事由により予定していた交付金額(補助金を含む)が交付されない、又は事業者の事由により交付金の交付が遅延し、事業開始が遅延する等 | | ○ |
| | その他の事由により予定していた交付金額(補助金を含む)が交付されない、又はその他の事由により交付金の交付が遅延し、事業開始が遅延する等 | ○ | |
| 物価変動リスク | 施設の供用開始前のインフレ、デフレ ^{*1} | ○ | ○ |
| | 施設の供用開始後のインフレ、デフレ ^{*1} | ○ | ○ |
| 金利変動リスク | 金利の変動に伴う事業者の経費増減によるもの | | ○ |
| 事業の中止・遅延に関するリスク (債務不履行リスク) | 本市の指示、本市の財政破綻等に伴うもの | ○ | |
| | 事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの | | ○ |
| 第三者賠償リスク | 事業者が実施する業務に起因して発生する事故、施設の運営管理の不備による事故等に対する賠償等 | | ○ |
| | 上記以外の本市に帰責する事由により発生する事故等に対する賠償等 | ○ | |
| 不可抗力リスク | 設計、建設、運営において発生する天災、暴動等の不可効力により事業の実施が不可能となる等 | ○ | |
| | 設計、建設、運営において発生する天災、暴動等の不可効力による修復のための事業遅延等 | ○ | △ |

| リスクの種類 | | リスクの内容 | リスク負担者 | |
|------------------|---|---|--------|-----|
| | | | 本市 | 事業者 |
| 設計段階 | 設計変更リスク | 本市の指示、提示条件の不備、変更による費用の増大、計画遅延に関するもの | ○ | |
| | | 事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの | | ○ |
| | 測量・地質調査リスク | 本市が実施した測量、地質調査部分に関するもの | ○ | |
| | | 事業者が追加で実施した測量、地質調査部分に関するもの | | ○ |
| 建設着工遅延 | 本市の指示、提示条件の不備、変更によるもの | ○ | | |
| | 上記以外の要因によるもの | | ○ | |
| 建設段階 | 建設用敷地リスク | 募集要項や事前の現場説明等からは予見できない敷地内の土壌汚染や埋設物等による費用の増大 | ○ | |
| | 工事費増大リスク | 本市の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大 | ○ | |
| | | 上記以外の要因による工事費の増大 | | ○ |
| | 工事遅延リスク | 本市の指示、提示条件の不備、変更による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延 | ○ | |
| | | 上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延 | | ○ |
| | 一般的損害リスク | 工事目的物、材料に関して生じた損害 | | ○ |
| | 性能リスク | 要求水準への不適合(施工不良を含む) | | ○ |
| 既存の施設への影響リスク | 事業者の事由により、既存の施設に影響を与えたことより生じた損害等 | | ○ | |
| 試運転・引渡性能試験リスク | 試運転・引渡し性能試験の結果が、特定事業契約で規定する性能要件を未達したことに起因するもの | | ○ | |
| | 試運転・引渡し性能試験に要する処理対象物の供給に関するもの | ○ | | |
| 処理対象物の質及び量の変動リスク | 受入れた処理対象物の量・質が契約書で規定した範囲に対して大幅に変動した場合の費用変動に関するもの(一定範囲以上の変動) | ○ | | |
| | 受入れた処理対象物の量・質が契約書で規定した範囲内において変動した場合の費用変動に関するもの(一定範囲以内の変動) | | ○ | |
| | 災害廃棄物等により量・質が変動した場合の費用変動 | ○ | △ | |
| 性能未達リスク | 施設が契約書に規定する仕様及び性能要件の達成に不適合の場合で改修工事が必要となった場合、施工不良で改修工事が必要となった場合の費用、調査費、外部への処理対象物の処理委託費 | | ○ | |
| | 本市の事由により契約書に規定する水準を超える機能や性能要件を満足するために改修工事が必要となった場合の費用、調査費、外部への処理対象物の処理委託費 | ○ | | |
| 施設瑕疵リスク | 施設的设计・施工の契約不適合に係るもの | | ○ | |
| 技術革新 | 技術の陳腐化により施設・設備等の変更を行う場合で、新技術採用のための費用増大(本市が求める場合) | ○ | | |
| | 技術の陳腐化により施設・設備等の変更を行う場合で、新技術採用のための費用増大(事業者が提案する場合) | | ○ | |
| 発電収入変動リスク | 電力会社との契約内容による発電収入の変動 | ○ | | |
| | 発電量の変動に伴う収入の変動 (計画からの発電量変動の帰責事由が事業者にある場合) | | ○ | |
| | 発電量の変動に伴う収入の変動 (計画からの発電量変動の帰責事由が事業者にない場合) | ○ | | |

| リスクの種類 | リスクの内容 | リスク負担者 | |
|-------------------------------|--|--------|-----|
| | | 本市 | 事業者 |
| 熱供給リスク | 余熱利用施設への熱供給停止(規定する供給量未達含む)に伴う本市の減収及び費用増大(供給停止の帰責事由が事業者にある場合) | | ○ |
| | 余熱利用施設への熱供給停止(規定する供給量未達含む)に伴う本市の減収及び費用増大(供給停止の帰責事由が事業者にない場合) | ○ | |
| | 供給用配管の破損・更新等に係るもの (事業者に帰責する事由によるもの) | | ○ |
| | 供給用配管の破損・更新等に係るもの (本市に帰責する事由によるもの) | ○ | |
| 運営段階 利用者リスク | 事業者の事由による見学者等の施設利用者の事故に対するもの | | ○ |
| | 上記以外の要因による見学者等の施設利用者の事故に対するもの | ○ | |
| 施設破損リスク | 事故・火災等の修復等に係るもの (事業者に帰責する事由によるもの) | | ○ |
| | 事故・火災等の修復等に係るもの (本市に帰責する事由によるもの) | ○ | |
| | 施設・設備の老朽化、劣化によるもの | | ○ |
| | 第三者による施設・設備の破損に伴うもの (事業者に帰責する事由によるもの) | | ○ |
| | 第三者による施設・設備の破損に伴うもの (本市に帰責する事由によるもの) | ○ | |
| 事業終了時 施設の性能確保 リスク | 事業終了時における施設の性能確保に関するもの | | ○ |
| 事業終了時 事業終了時の諸手 続きに係るリスク | 事業終了時の諸手続きに係る事業者の事由による費用増大 | | ○ |
| | 事業終了時の諸手続きに係る本市の事由による費用増大 | ○ | |

※1 建設段階においては基本的には事業者のリスクであるが、インフレスライド条項の適用となる著しい物価変動の場合については、協議により決定した増額費用が本市の負担となる。運営段階においては、基本的には本市の負担となり、一定範囲内においては事業者の負担となる。

以 上